

住民基本台帳に係る電算処理委託等に関する論点について

I 情報流出を防止する対策を考える上で留意すべき点について

- 既存の流出防止の措置があったのに、住民基本台帳に係る情報の流出を防止できなかったことについてどのように考えるか。
手続きの遵守が十分ではなかったのか、規制の内容が十分ではなかったのか、既存の措置が想定していないものだったのか。
- 委託と再委託等とについてどう考えるか。両者に何らかの違いはあるか。
また、これらと市町村の職員が直接に行うことと、情報の流出を防ぐ観点からどのような差異があると考えるか。
- ファイル交換ソフトを通じて、情報が漏洩したことについて、どのようにすれば防止できたと考えるか。
- 住民基本台帳情報という個人情報に係るシステムの運用等を業務として行っている者により引き起こされたことについて、どのように考えるか。

II 実効性のある対策について ～行為規制～

- 実効性のある対策として、特に、どのような行為規制が必要と考えるか。
 - ・ 委託や再委託等の制限について
 - ・ データに接触出来る人の管理について
 - ・ データを正規の場所以外の場所に持ち出すことについて
 - ・ データをコピーする行為について
 - ・ データがコピーされた情報媒体の廃棄や返還について
- 行為規制の対象とすべき者を「委託者等」ではなく、「住基情報を扱う者」など一括して捉えることについてどのように考えるか。
- 行為規制の対象とすべき者について、どう考えるか。(事業者か、従業員か、両者か。その他の者か。)
- 従業員を管理する会社の行為そのものに規制をかけていくということについて、どのように考えるか。
- 仮に情報が流出した場合でも、被害の拡大を防ぐ方策(例えば、機器と相互認証しないと暗号化されたデータを読めなくする仕組みの導入など)について、どのように考えるか。

- 市町村に対し、委託先をISOなどを取得している事業者に限定させるような取り扱いとするよう求めることについて、どのように考えるか。

Ⅲ 罰則について

- 今回の事案は、いわば情報の不正規な複製・保有及び過失による情報の提供・頒布とでも観念されるべきものであるが、そもそもの保護法益を、どのように考えるか。住基情報と他の情報との違いについてどのように考えるか。
個人情報の流出については、明確な故意犯が少ないという実態にあるが、過失による個人情報の流出であっても、一度被害が発生すると情報の回収が事実上不能であることを踏まえて、どのように考えるか。
- 罰則の対象とすべき行為・態様をどのように考えるか。（契約に違反して再委託をすることか、第三者に対しデータを提供することか、データのコピーをとることか、情報を持ち出したことか、自宅のパソコンにコピーしたことか、ファイル交換ソフトをインストールしていたことか、など、この場合、具体的にデータを扱うプロセスに則して罰則を考えていくことについてどのように考えるか）
- 住民基本台帳情報という個人情報にかかるシステムの運用等を業務として行っている者が、過失により流出事件を起こしたことについて、どう考えるか。
- 例えば、住基情報を故意又は過失により流出させた者は、原則すべて処分することを前提に考えることについて、どのように考えるか。
原則すべて処分することとすると処罰対象が広くなりすぎるため、限定的に処罰するためにはどのように考えるべきか。
- 従業員が業務に伴って不法な行為をなしたことに對する事業者への罰則をどのように考えるか。

Ⅳ その他

- 住民基本台帳に係る情報のどのような特徴を踏まえて、一般法である個人情報保護法や個人情報保護条例等による規制に加えて、住民基本台帳制度に固有の個人保護措置をとると考えるか。
- 紙媒体の情報について、どう考えるか。
- 住基情報由来の個人情報について、どう考えるか。